

下川町自治基本条例（仮称）素案に関する意見提出用紙

平成18年5月 日

氏名		
住所	電話番号	

意見区分 (いずれかを○で囲んでください)	全体・前文・第 条・その他
【ご意見】	

意見区分 (いずれかを○で囲んでください)	全体・前文・第 条・その他
【ご意見】	

【提出先・問い合わせ先】

〒098-1204 下川町幸町63番地

下川町総務課行革・財産情報管理グループ

電話：4-2511(内線226) ファックス：4-2517

電子メール：gyoukaku@town.shimokawa.hokkaido.jp

＜注意事項＞

- 1 提出期限：平成18年5月26日（金）までに必着のこと。
- 2 提出方法：直接提出、郵送、ファックス、電子メールによる。
- 3 氏名、住所、電話番号は、提出意見に対する責任として必ず記入願います。
- 4 氏名、住所、電話番号は個人情報保護により公表いたしません。
- 5 提出された意見は、町の回答と合わせて、下川町ホームページ、役場1階ロビー、担当窓口で公表します（提出者の氏名は公表しません）。
- 6 意見の内容で不明な点がある場合は、照会させていただくことがあります。
- 7 下川町ホームページから「意見提出用紙」をダウンロードできます。
(下川町ホームページ <http://www.town.shimokawa.hokkaido.jp>)
- 8 不明な点は、担当までお問い合わせください。